

不妊治療への公的医療保険の適用拡大等を求める意見書

日本産科婦人科学会の調査によると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは、総出生者数の約16人に1人の5万6,979人となり、前年に続いて過去最多を更新したことが明らかになりました。また、治療件数も45万4,893件と過去最多となりました。

体外受精や顕微授精といった不妊治療には公的医療保険が適用されない中、その高額な医療費負担の軽減を図るため、2004年度に特定不妊治療助成事業が創設され、その後、助成額の拡充や所得制限の緩和などが段階的に実施されてきました。しかし、体外受精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかる上、何度も行うことが多いことなどから、不妊治療を受ける人々にとって過重な経済負担が強いられている状況です。

政府は、2022年4月から不妊治療に公的医療保険を適用する方針等を示しましたが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、不妊治療を希望する人々が今後も安心して治療を受けるためにも、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 不妊治療の公的医療保険の適用拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように、人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらに男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
2. 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うこと。
3. 不妊治療と仕事を両立できる環境をさらに整備するとともに、カウンセリングなどの不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
4. 不育症への保険適用や、事実婚の夫婦への助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月22日

枚方市議会議長 野村 生代

〈提出先〉

厚生労働大臣